

在宅で介護している人へ介護者手当を支給

「被介護者」を常時介護している「介護者」に対し、その労をねぎらうことと、福祉の増進を目的として手当を支給します。

この場合の被介護者とは

町に住民登録があり、基準日(10月1日)前の1年間、次のいずれかに該当し、常時介護が必要な人。

- ①介護保険制度の要介護4以上
- ②身体障害者手帳1種1級所持(①と同程度の状態に限る)
- ③療育手帳A1所持(①と同程度の状態に限る)

この場合の介護者とは

基準日(10月1日)現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、続けて1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

支給の対象とならない場合

- 被介護者が介護者が、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間に、次のいずれかに該当した場合。
 - ・病院、施設などで30日を超える入院／入所／ショートステイ利用
 - ・他の市町村が支給する在宅ねたきり老人等介護者手当など(同様の手当を含む)の受給
 - ・「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定による特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／福祉手当(「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正前の「福祉手当」)の受給 ※全て当該被保険者が対象の手当に限る

申請と支給について

申請期間 10月1日(水)～31日(金)
(土・日曜・祝日を除く)

※期間中の申請が困難な場合、その理由を明示した上で12月26日(金)まで申請可
(土・日曜・祝日を除く)。

受付場所 福祉課(役場1階7番窓口)

持参物

- ・介護者と被介護者の認印(スタンプ式不可)
 - ・介護者と被介護者のマイナ保険証／資格確認書／健康保険証のいずれか
 - ・介護者の預貯金口座が分かるもの(預金通帳など)
 - ・【被介護者が障がい者の場合】障害者手帳
- ※申請時に介護者の介護状況などを調査し、後日、訪問調査を行う場合があります。

支給額

年額5万円。次のどちらかに該当する場合は、年額10万円

- ・【被介護者要件①該当者】入院等と介護サービス利用がない
- ・【被介護者要件②か③該当者】入院等と障害福祉サービス、障害児通所支援利用がない

支給方法 調査・審査後、口座振り込み

※前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

☎ 福祉課 包括支援係 ☎ 234 - 6113

☎ 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

令和7年度巡回結核検診

町では、表の通り10月に結核検診を実施します。

混雑防止のため、受診人数を校区ごとに調整しています。可能な限り、対象者に送付する受診票に記載の指定日時、会場で受診してください。

対象者 65歳以上(令和8年3月31日時点)

費用 無料

※病院や勤務先、ましき健診、人間ドックでX線検査(レントゲン)を受診した人は対象外です。

☎ 保健福祉センターはびねす

☎ 234 - 6123

実施日(10月)	時間	会場
22日(水)	9:15～11:30／13:00～14:45	
23日(木)	9:15～12:40	保健福祉センターはびねす
24日(金)	9:15～11:30／13:00～14:30	
26日(日)	9:00～12:30	役場
27日(月)	9:15～11:45／13:00～14:30	保健福祉センターはびねす
28日(火)	10:00～12:00	町公民館 津森分館
29日(水)	9:15～11:30	町公民館 福田分館
30日(木)	9:15～11:30	町公民館 飯野分館

あなたの力が「ふるさと」を守る！ 消防団員募集

益城町消防団は、平成28年熊本地震、令和5年7月豪雨などさまざまな災害で多岐にわたり活躍していますが、少子高齢化や社会構造の変化などにより、年々、団員数が減少しています。ふるさと「益城町」の安全安心を守るため、消防団は不可欠です！ ぜひ、皆さんの力をお貸しください！

団員には、「年額報酬」と災害などの出動に対する「出動報酬」の2つの報酬がある他、公務災害補償、福祉共済、退職報償金などさまざまな制度により消防団の活動が保障されています。

入団を希望する人は、知り合いの消防団員が役場危機管理課にご連絡ください。入団を希望する班へ取り次ぎます。

入団資格 町内在住か在勤の18歳以上

☎ 危機管理課 ☎ 286 - 3210



のーと UME らいん・飯野地区乗合タクシー 本格運行

令和7年9月30日まで実証運行を実施していた2路線が10月1日から本格運行となります。買い物や通院などのお出かけに、ぜひご利用ください。

各運行内容については、右の二次元コードからご確認ください。

ご利用の際は、事前予約をお願いします。

☎ 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223

のーと UME らいん



予約 ☎ 080 - 8513 - 9630

飯野地区乗合タクシー



予約 ☎ 080 - 8257 - 3368

※のーと UME らいんはアプリからも予約可。アプリのダウンロードは町ホームページ(左上の二次元コード)をご確認ください。

新型コロナワクチン定期予防接種

対象者 次のいずれかに該当する人

- ・65歳以上
 - ・60歳以上65歳未満で心臓・じん臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される障がいがあるか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当※)
- ※上記以外の障がいや身体障害者手帳1級相当となっている人は該当しません。

期間 10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

場所 町内医療機関

負担金 6,500円(生活保護受給者は事前手続きにより自己負担なし)

詳しくは町ホームページや、10月上旬ごろに回覧予定のチラシをご覧ください。

☎ 保健福祉センターはびねす ☎ 234 - 6123